

農地中間管理事業事務取扱要領

第1章 総則

(目的)

第1条 本要領は、茨城県から農地中間管理機構の指定を受けて公益社団法人茨城県農林振興公社（以下「機構」という。）が実施する、公益社団法人茨城県農林振興公社農地中間管理事業規程（平成26年4月1日施行。以下「事業規程」という。）に基づいて行う農地中間管理事業の実施方法について定めることを目的とする。

第2章 農用地等の借受け希望者の公募

(借受け希望者の公募の実施)

第2条 機構は、事業規程第17条に規定する農用地等の借受け希望者（以下「受け手」という。）の公募をするにあたり、公募方法は本要領に定める。ほか、事務の詳細は別途定めるものとする。

(公募実施地域の選定)

第3条 機構は、受け手の公募実施地域について、「農地中間管理事業における公募実施地域について」（様式第1号）により市町村から意見を聴取し、決定するものとする。

2 機構は、前項の規定により公募実施地域について決定した場合は、「農地中間管理事業における公募の地域について」（様式第2号）により機構のホームページにて公表し、受け手を公募するものとする。

(公募期間)

第4条 事業規程第17条第1項に規定する公募の実施期間にあたっては、事業規程第17条第3項に規定する30日以上募集期間を確保するものとし、その都度期間を定めて募集するものとする。

(公募の受付)

第5条 受け手の公募様式については、「農用地等の借受け希望申込書」（様式第3号）によるものとする。

2 機構は、前項の公募様式についてホームページにて公表するものとする。

3 受け手は、第1項の「農用地等の借受け希望申込書」の提出について、公募実施地域を管轄する市町村を経由して機構に提出するものとする。なお、受け手の所在地が公

募実施地域を管轄する市町村と異なる場合等、これにより難い場合は、機構に直接提出することができるものとする。

(公募情報の提出)

第6条 市町村は、前条第3項により市町村に提出された農用地等の借受希望申込書(様式第3号)に基づき、「応募者の公表一覧」(様式第4号)により一覧表を作成し、公募様式原本とともに機構へ提出するものとする。

2 公募様式及び公表一覧の提出方法は、郵送あるいは電子メール等による送信のほか、機構の農地集積推進員(以下「推進員」という。)が定期的に巡回する際に提出できるものとする。

(公募情報の共有及び公表)

第7条 機構は、前条第2項により提出を受けた応募者の公表一覧(様式第4号)及び直接機構に提出された公募様式をとりまとめ、「公表用応募者一覧」として、速やかにホームページにて応募者の公表をするものとする。

2 機構は、直接機構に提出された公募様式の情報各市町村ごとにとりまとめ、当該市町村に対し受け手情報として提供し、情報を共有するものとする。

(借受け申出の取り下げ)

第8条 受け手は、提出した農用地等の借受希望申込書(様式第3号)を取り下げる場合には、「農用地等の借受希望申込み取り下げ書」(様式第5号)を機構または市町村に提出するものとする。

2 機構は、前項の取り下げがあった場合には、前条第1項の「公表用応募者一覧」から、速やかに削除するものとする。

第3章 農用地等の貸付けを希望する地権者の受付

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第9条 機構が農地中間管理権を取得する農用地等の基準については、事業規程第10条に規定するものとする。なお、同条第1項第1号に規定する「農用地等として利用することが著しく困難であると認められるものではないこと」の基準については、次の各号に照らし合わせたうえで借受け可能か判断するものとする。

(1) 農業振興地域であること。ただし、農地中間管理機構関連農地整備事業(以下「機構関連事業」という。)においては、農業振興地域内の農用地区域であること。

(2) 再生作業が著しく困難な遊休農地、耕作放棄地又は荒廃農地(以下「遊休農地等」という。)でないこと。ただし、機構関連事業においては、この限りでない。

(3) 「茨城県特定高性能農業機械導入計画」に定める特定高性能農業機械の通行が可能な概ね2.5m程度以上の公道(以下「公道」という。)に接している場合など、農用地等の利用の効率化及び高度化の促進に必要な農業用機械の搬入が困難でないこと。なお公道に接していない場合は、隣接する農用地等の所有者等との協議により、公道まで連担するか、農業用機械の乗り入れが可能となる農用地等であること。

ただし、機構関連事業においては、この限りでない。

(4) 差押えや、未相続で法定相続人の同意が無いなど、権利関係が明確でない農用地等ではないこと。ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が五年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意があること。なお、機構関連事業においては、当該農用地等について所有権を有する者の全員の同意が必要である。

(5) 境界等について現に争いが無く、かつ将来にわたっても争いの発生が想定されない農用地等であること。ただし、機構関連事業においては、この限りでない。

(6) その他受け手農家の営農に著しい影響がないこと。

(農地中間管理権設定農用地等の貸付の促進)

第10条 県(農林事務所を含む)、市町村・農業委員会及び機構は、農地中間管理権を設定した農用地等の受け手への円滑な貸借を推進するために協力をするものとする。

2 機構は、「借受時に受け手に繋がっていない農用地等」の借受けをした場合は、農業委員会、業務委託契約を締結したJA、土地改良区及び連携協定を締結した団体等の関係機関等(以下「関係機関等」という。)に対し農用地等の受け手への円滑な貸借を推進するために協力を要請するものとする。

3 前項で協力を要請された関係機関等は、マッチング活動報告書(様式第8号(3))を作成し機構に報告するものとする。

(農用地等の貸付希望申し出の受付)

第11条 市町村は、農用地等の所有者(以下「出し手」という。)が機構に対し農用地等の貸付けを申し出た場合は、出し手から「農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書」(様式第6号)の提出を受けるものとする。

2 市町村は、前項による貸付希望申出書の提出を受けるにあたり、貸付希望のあった農用地等について、第9条で規定する基準に適合するかの判断に資するため、出し手からの当該農用地等に関する情報の聴取に努めることとする。

3 市町村は、第1項の貸付希望申出書の記載事項に不備がないか確認のうえ受付印を押印し、当該様式内の所定の項目に農用地等の賃借料情報を記載し、出し手に対してその写しを交付するものとする。なお、第9条で規定する基準に適合するかについては、受付時点では判断することが困難なため、出し手に対しては、農用地等の状況を精査(現地確認等)したうえで機構が借受け可能となった場合は連絡する旨及び借受

け可能となるまでの農用地等の管理は引き続き出し手側でお願いする旨を説明することとする。

なお、「借受時に受け手に繋がっていない農用地等」を借受ける場合、市町村は現地調査及び関係者（周辺農家・土地改良区）へ聞き取りを実施すること。

また、畑の貸借の場合は、貸借範囲（境界）確認を実施し、境界標等を明確にすること。

- 4 市町村は、第9条に規定する基準に適合するか判断をするにあたり、必要に応じて推進員の判断を求めるものとする。
- 5 機構関連事業に伴う農地中間管理権の取得する際の所有者等に対する説明については、平成29年10月3日付け事務連絡「農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴う農地中間管理権の取得及び農用地等の貸付けにおける説明について」に基づき説明するものとする。
- 6 「土地改良法等の一部改正する法律（平成29年法律第39号）の施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合の農地中間管理権（農用地利用集積計画）の再取得手続きについては、平成29年12月15日付け事務連絡により取り扱うものとする。

（農用地等基本情報の作成）

第12条 市町村は、前条の受付を経て提出された様式の内容について、農地中間管理事業を実施するうえでの農用地等の基本情報として管理するため、「貸借事業実施のための基本情報一覧表」（様式第7号）を作成するものとする。

（農用地等基本情報の機構への提出）

第13条 市町村は、農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書（様式第6号）の原本及び前条で作成した貸借事業実施のための基本情報一覧表（様式第7号）及び畑の貸借の場合は、貸借範囲（境界）確認書（様式第7号（2）～（5））を機構に対して提出するものとする。

なお、「借受時に受け手に繋がっていない農用地等」の借受けについては、現地調査票（様式第7号（6））を機構に対して提出するものとする。

- 2 前項の基本情報一覧表（様式第7号）及び現地調査票（様式第7号（6））の提出方法は、郵送及び電子メール等による送信のほか、農地中間管理事業による農用地等の貸付希望申出書（様式第6号）、貸借範囲（境界）確認書（様式第7号（2）～（5））については、推進員が定期的に巡回する際に提出できるものとする。
- 3 機構は、前項の方法により提出を受けた農用地等の情報に基づいて、市町村と情報を共有するものとする。

第4章 農用地等の貸借に関する確認作業

(農用地等の貸付相手方の選定作業)

第14条 市町村は、第9条の基準に適合する農用地等が、第7条第1項で規定する機構で定期的に公表する公表用応募者一覧にて公表された受け手に適合しうる場合には、事業規程第13条に基づく農用地等の貸付相手方の選定要件を満たしているか確認を行うものとする。

2 前項の確認については、農用地等の基本情報である貸借事業実施のための基本情報一覧表(様式第7号)に記載する農用地等ごとに、応募者公表一覧に記載する受け手を「貸付に係る適合状況確認書」(様式第8号)及び図面により照合して適合するか判断するものとする。

3 前項の判断においては、必要に応じて推進員の協力を得ながら行うものとする。

(農用地等の貸付相手方への意向確認)

第15条 市町村は、前条で貸付け適合と判断した受け手に対して、当該農用地等の現況等について説明のうえ、借受けを希望するか意向確認を行うものとする。

2 受け手に対して意向確認をする事項は、次のとおりとする。

(1) 農用地等の現況等(農地境界、土質や水はけ等、営農に必要な情報)について

(2) 借受け賃料について

(3) 農用地等の営農計画について(農業用施設等の設置予定を含む)

(4) 土地改良区賦課金の支払いについて

(5) その他営農に必要な事項

3 第1項の意向確認の結果、受け手の借受け不成立になった場合における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 当該農用地等の同一地域に複数の受け手がいる場合には、前条第2項で作成した貸付に係る適合状況確認書(様式第8号)中の順位2番目の受け手へ意向確認を行うものとし、以後同様に下位の者と意向確認を進めるものとする。

(2) 当該農用地等の同一地域に複数の受け手がない場合には、市町村(農業委員会等を含む)は引き続き他の受け手となる者の応募を促しながら、他の地域からの参入も含めて検討するものとし、推進員は、県(農林事務所を含む)及び他市町村等の協力を得ながら、当該貸付けが円滑に進むよう支援するものとする。

4 第1項の意向確認が不成立になった場合においては、次回の貸付けの際の参考とするため、意向確認内容を記録し書面(マッチング活動報告書(様式第8号(3)))を作成し機構に報告するものとする。

5 第1項の意向確認に際し、第2項第4号の土地改良賦課金の取扱いについては、受け手と機構、出し手と機構それぞれ協議により決定するものとする。

ただし、「借受時に受け手に繋がっていない農用地等」を借受ける場合の土地改良賦課金については、受け手に繋がるまでの期間は、出し手が負担するものとする。

なお、関係土地改良区への資格得喪通知は、機構から関係土地改良区に提出するも

のとする。

- 6 機構関連業に伴う農用地等の貸付けの際の受け手に対する説明については、平成29年10月3日付け事務連絡「農地中間管理事業の推進に関する法律の改正に伴う農地中間管理権の取得及び農用地等の貸付けにおける説明について」に基づき説明するものとする。

(出し手に対する確認事項)

- 第16条 市町村は、受け手から前条第2項第3号に規定する借受け希望農用地等での農業用施設等の設置の希望があった場合には、当該農用地等の出し手に対して「農地中間管理権を設定する農用地等への農業用施設の設置及び撤去に係る承諾書」(様式第8号(2))により承諾を得るものとする。

(農用地等の貸借に係る必要書類の徴収)

- 第17条 市町村は、第9条の基準に適合する農用地等について、出し手に対して農用地利用集積計画(様式第9号)及び当該市町村における農用地利用集積計画の公告に必要な書類を徴収するものとする。

- 2 市町村は、機構が借り受ける農用地等にかかる賃料の支払いについて、使用貸借及び物納以外の場合には、出し手が指定する金融機関の口座がわかる書類を徴収するものとする。

なお、農地中間管理事業を活用し賃借権で受け手に繋がった農用地等が受け手から返還された場合は、物納が条件であっても機構が賃料(物納相当額)を支払うことから、出し手が指定する金融機関の口座がわかる書類を徴収するものとする。

- 3 市町村は、施行規則第11条に規定する農用地利用配分計画の公告に必要な書類を受け手から速やかに徴収するものとする。なお、農業者の区分による様式等は次による。

(1) 個人の場合は、様式第10号(2)【添付書類】のうち、(個人)と記載された様式の所定の項目に現在の状況を記載するものとする。

(2) 農地所有適格法人等の場合は、様式第10号(2)【添付書類】のうち、(農地所有適格法人)または(農地所有適格法人以外の法人)と記載された様式の所定の項目に現在の状況を記載し、前号個人の場合に加え、定款または寄付行為の写しを提出するものとし、その他必要に応じて追加書類を提出するものとする。

- 4 市町村は、機構が貸付ける農用地等にかかる賃料の引落について、使用貸借及び物納以外の場合には、受け手が指定する金融機関の口座がわかる書類を徴収するものとする。

- 5 市町村は、第15条第5項で規定する関係土地改良区への資格得喪通知について、関係する出し手及び受け手から徴収するものとする。

- 6 第2項中の出し手が指定する金融機関の口座がわかる書類は、「口座振込依頼書」(様式第11号)、「委任状」(様式第11号(2))とする。

- 7 第4項中の受け手が指定する金融機関の口座がわかる書類は、農協を指定する場合「貯金口座振替依頼書」(様式第12号)、農協以外の金融機関を指定する場合「預金口座振替依頼書(様式第12号(2))とする。
- 8 機構関連事業に伴う農地中間管理権の取得における説明を受けた出し手が署名したもの。(15年以上借受ける場合)(様式第12号(3))
- 9 畑における貸借範囲(境界)確認については、関係する出し手・受け手から貸借範囲(境界)確認書(様式第7号(2)～(5))を徴収するものとする。

第5章 農地中間管理権の取得及び農用地利用配分計画の作成

(農用地利用集積計画の提出)

第18条 市町村は、前条の書類が整い次第、機構に対して農用地利用集積計画(様式第9号)及び「借受時に受け手に繋がっていない農用地等」を借受ける場合は、公表用貸付地一覧(様式第9号(2))を送付するものとする。

(農用地利用配分計画案の提出)

第19条 市町村は、前条の手続きと同時期において、受け手への貸付けが適合したものについては、「農用地利用配分計画」(様式第10号(1))の案を作成し、第14条第2項で作成した貸付に係る適合状況確認書(様式第8号)・図面及び第17条に規定する必要書類とともに機構へ提出するものとする。

- 2 前項の書類の提出方法は、郵送のほか、推進員が定期的に巡回する際に提出できるものとする。

(農用地利用集積計画の公告依頼)

第20条 機構は、第18条で規定する市町村から提出を受けた農用地利用集積計画について、内容を確認のうえ、借受けが適当と認める場合には、市町村に対して公告手続きを依頼するものとする。

(農用地利用集積計画の公告)

第21条 市町村は、前条で規定する機構からの農用地利用集積計画の公告依頼があったときは、農業委員会の決定を経て公告をするものとする。

- 2 市町村は、農用地利用集積計画の公告をした旨を出し手及び機構へ通知するものとし、出し手に対して農用地等の貸借が成立した旨を連絡するものとする。

(農用地利用配分計画の承認申請)

第22条 機構は、市町村から農用地利用集積計画の公告をした旨の通知を受けた後、第19条の規定により市町村から提出された農用地利用配分計画(様式第10号(1))の案について、同条で提出を受けた貸付に係る適合状況確認書(様式第8号)及び図面の内容を精査のうえ、当該配分計画を審査し、決定するものとする。

2 機構は、前項の決定の後、農用地利用配分計画の認可について、県知事へ申請するものとする。

(農用地利用配分計画の認可通知)

第 23 条 機構は、前条第 2 項の申請が認可された場合には、当該農用地利用配分計画が承認された旨を、市町村及び受け手に通知するものとする。

(農用地等の利用状況報告等)

第 24 条 受け手は、法第 21 条第 1 項に規定する農用地利用配分計画の公告を受けた者が提出する農用地等の利用状況報告の提出について、「農地中間管理事業で借り受けた農用地等の利用状況報告書」(様式第 13 号)により、毎年 6 月末までに市町村へ報告するものとする。

2 市町村は、前条の報告をとりまとめ、毎年 7 月末までに機構へ提出するものとする。

(契約等の解除)

第 25 条 機構は、次の要件に該当する場合には、県知事の承認を受けて農地中間管理権の設定もしくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定もしくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の契約を解除するものとする。ただし、特段の事情があると認められるときはこの限りでない。

- (1) 農地中間管理権を取得した農用地等が 2 年を経過してもなお貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき
- (2) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき

2 機構は、受け手が次の要件に該当する場合には、県知事の認可を受けた農用地利用配分計画による賃貸借又は使用貸借の契約を解除することができるものとする。

- (1) 契約した農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- (2) 正当な理由なく法第 21 条第 1 項の規定による農用地等の利用の状況を報告しないとき
- (3) 受け手が機構との契約内容に著しく違反する行為を行ったとき

(合意解約)

第 26 条 農用地利用集積計画公告後の合意解約については、受け手の営農に支障がないなど真にやむを得ないと判断できる場合に限り、合意解約申出書(様式第 14 号)を受理し、受け手の了解が得られた場合に合意解約を認めるものとする。

2 農用地利用配分計画の認可後の合意解約については、真にやむを得ないと判断できる場合に限り、合意解約申出書(様式第 15 号)を受理し、解約を認めるものとする。その際には、茨城県知事その旨を通知するものとする。

3 前条により農地中間管理事業を活用し受け手に繋がった農用地等が受け手から返還された場合は、機構が保全管理する旨及び前条第1項に規定する内容を出し手に対し通知するものとする。

なお、物納が条件の場合は、機構から口座振込となる旨も併せて通知する。

4 前2項により合意解約を認めた場合は、農業委員会に農地法第18条第1項2号の合意書を提出するとともに農地法第18条第6項で規定する通知をするものとする。

(内容変更)

第27条 農用地利用集積計画公告後の内容変更については、受け手の営農に支障がないなど真にやむを得ないと判断できる場合に限り、内容変更申出書(様式第14号)を受理し、受け手の了解が得られた場合に内容変更を認めるものとする。

2 農用地利用配分計画の認可後の内容変更については、真にやむを得ないと判断できる場合に限り、内容変更申出書(様式第15号))を受理し、出し手の了解が得られた場合に内容変更を認めるものとする。

第6章 その他

(農業者等による協議の場の設置等)

第28条 市町村は、法第26条第1項及び同法施行規則第18条の規定により、毎年1回以上、適切と認める区域ごとに、当該区域の農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設けることとする。

2 市町村は、告示又はインターネットの利用その他適切な方法により、協議の結果を公表するものとする。

(相談又は苦情に応ずるための体制)

第29条 事業規程第15条に規定する相談又は苦情に応ずるための体制については、公益社団法人茨城県農林振興公社担い手支援部に相談窓口を設置することとし、機構ホームページにおいて周知することとする。

(賃料の支払い)

第30条 賃料の支払い・引落及び物納に関する必要な手続き等については、別途定めるものとする。

(事務手数料の取扱い)

第31条 事業規程第22条第1項に規定する手数料の額及び徴収方法については、別途定めるものとする。

(利用条件改善業務の実施)

第 32 条 受け手が借受けする農用地等にかかる利用条件改善業務を実施する際に必要となる手続き等については、別途定めるものとする。

(保全管理)

第 33 条 事業規程第 20 条第 1 項第 1 号で定める期間の保全管理に関する必要な手続き等については、別途定めるものとする。

附 則 この要領は平成26年6月19日から施行するものとする。

附 則 この要領は平成26年9月1日から施行するものとする。

附 則 この要領は平成26年10月27日から施行するものとする。

附 則 この要領は平成28年4月1日から施行するものとする。

附 則 この要領は平成30年1月24日から施行するものとする。